



土浦商工会議所 会報つちうら

TSUCHIURA CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY NEWS

5

No.617 2020.MAY

土浦局
料金別納
郵便
第三種郵便

MEMBER'S NOW 社会福祉法人 欣水会 特別養護老人ホーム 滝の園

理事長の佐野欣一さん（前列右から2人目）と統括施設長の佐野裕美子さん（2列目の右から1人目）と職員一同



CONTENTS

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| ② 小規模企業振興委員の紹介 | ⑧ 雇用調整助成金 |
| ③ 持続化給付金 | ⑨ 土浦市持続化給付金支給事業、新入会員紹介 |
| ④ 資金繰り支援 茨城県制度融資のご案内 | ⑩ L O B O 調査 |
| ⑤ 中小企業事業応援貸付金、茨城県協力金 | ⑪ 渋沢栄一とその思想に学ぶ、労務相談室 |
| ⑥ 小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金 | ⑫ MEMBER'S NOW ～特別養護老人ホーム 滝の園～ |
| ⑦ 会員事業所応援企画 | 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 |

新型コロナウイルス対策支援情報のご案内



土浦ツェッペリンカレー
デラックス好評発売中!!

企業経営の 身近で親切的なアドバイザー

小規模企業振興委員

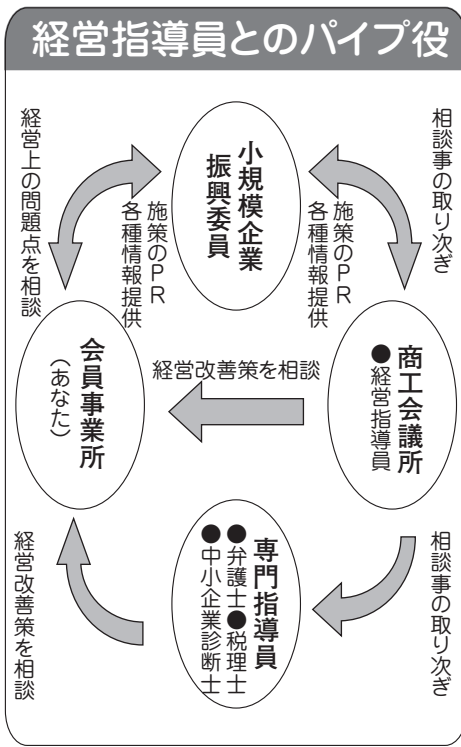
商工会議所は、経営指導員を配置して、小規模事業者の皆様の経営・金融・税務・経理・労務・特許・店舗改装など経営の諸問題やこれから経営改善を行なう方々に対して、相談・指導・斡旋等のお手伝いをしていますが、さらに相談を受けやすくするため、当商工会議所では管内各地に31名の「小規模企業振興委員」を委嘱しております。

身近で親切的なアドバイザー

小規模企業振興委員は商工会議所の経営指導員や専門指導員をいつでも紹介する皆様のお世話役です。相談料は無料。秘密は厳守します。どうぞお気軽にご相談下さい。

経営指導員とのパイプ役

- お近くの小規模事業者との円滑な連絡
- 担当地区内の小規模事業者の実態の把握
- 小規模事業対策の情報の提供、資料の配布とPR
- 商工会議所事業の連絡・普及・啓発



令和2年度 小規模企業振興委員名簿

(順不同敬称略)

地区	氏名	事業所名	住所	TEL	業種	備考
南部	岡野 良男	辰三産業(株)	土浦市乙戸766-5	841-1673	物流業	委員長
北部	君山 毅	(株)千代田興業	土浦市神立中央5-35-6	831-1741	建材業	顧問
南部	橋本信一郎	(株)ハシモト	土浦市乙戸766-9	841-1382	ウエス販売	顧問
北部	勝田 達也	勝田商事(有)	土浦市神立町3623	831-0523	不動産業	副委員長
北部	金塚 大輔	神立ハイヤー(有)	土浦市神立中央1-17-27	831-0900	タクシー業	
北部	嶋田 玲子	喜作	土浦市神立中央1-12-20	831-7472	飲食業	
北部	中根 祐一	(株)セントラルメディカル	土浦市神立町2506	831-2321	医療機器販売	
北部	鈴木 豊明	(有)鈴木工務店	土浦市並木3-11-8	821-6807	工務店	
北部	古谷野宗徳	古谷野経営労務管理事務所	土浦市西真鍋町9-5	821-2263	社会保険労務・税務会計	
北部	大竹 信長	(有)オーム	土浦市真鍋新町16-10	824-0006	家電販売・電気工事	
北部	森 浩一	(有)マミーもりしげ	土浦市神立中央1-16-2	831-0019	各種食料品小売業	
中部	桜井 卓	(株)作田屋	土浦市中央1-8-4	821-5063	住宅設備機器販売	副委員長
中部	久保田利一	(有)松庄花壇	土浦市中央2-10-6	821-6691	生花販売	
中部	中島 敏之	中嶋康化粧品店	土浦市中央2-10-20	821-1670	化粧品販売	
中部	堀越 礼	(株)霞月楼	土浦市中央1-5-7	822-2516	飲食業	
中部	鈴木 昇	(有)波山堂鈴木印舗	土浦市中央1-14-1	821-5777	印鑑製造・販売	
中部	箕輪 好夫	箕輪名産店	土浦市大和町7-22	821-0329	水産加工物販売	
中部	柳生 剛	小松屋食品(株)	土浦市大和町5-3	821-0373	水産加工物販売	
中部	杉山 建一	(有)すぎやま	土浦市川口1-5-8	821-0677	和菓子販売	
中部	澤辺 泰弘	(有)高月堂	土浦市桜町1-6-15	823-3611	菓子販売	
中部	石原 宏紀	アイビーファクトリー	土浦市田中2-11-4	822-3746	自動車整備業	
南部	岡野 忠夫	(株)岡野設備工業所	土浦市乙戸南3-13-26	842-2830	土木・管工事	副委員長
南部	大曾根隆司	(株)大参商店	土浦市荒川沖西2-2-10	841-0014	燃料販売	
南部	和泉 好一	(株)イズミヤ	土浦市荒川沖西2-412	842-1156	葬祭業	
南部	湯原 豊	(株)ユハラ	土浦市荒川沖475-3	842-3121	自動車レンタル・リース	
南部	島岡 宏明	島岡商事(株)	土浦市右廻1882	841-0296	燃料販売	
南部	廣瀬 勝俊	廣瀬運輸(株)	土浦市小松2-2-4	821-0847	運送業	
南部	塚崎 雅之	雅電設(株)	土浦市中834-3	843-8588	電気工事業	
南部	吉田 薫	(株)ヨシダ・アート	土浦市永国872-5	821-8880	看板製作販売	
南部	田中 義法	田中冷設工業(株)	土浦市永国157	822-5530	建設・設備業	
南部	説田 賢哉	せつた税務・不動産鑑定事務所	土浦市天川2-22-18	821-8241	税務会計・不動産鑑定	

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの事業者の皆様へ

持続化給付金

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**

事業者向けに

最大
200万円
給付金を支給

給付額

法人 200万円 個人事業主 100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

◆ 売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除く、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

申請手順

- 1 持続化給付金ホームページへアクセス！
持続化給付金 検索 持続化給付金の申請用HP (https://jizokuka-kyufu.jp)
- 2 申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力【仮登録】
- 3 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、【本登録】へ
- 4 ID・パスワードを入力すると【マイページ】が作成されます。
・基本情報 ・売上額 ・口座情報 を入力
- 5 必要書類を添付
・2019年分の確定申告書類の控え ・売上減少となった月の売上台帳等の写し
・身分証明書の写し



スマホでも
できる！

申請

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

申請サポート会場

「持続化給付金」については、電子申請を原則としておりますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、5月末までに全国で400箇所以上、「申請サポート会場」を設置する予定です。土浦会場は5月21日頃L'AUBE（土浦市川口2丁目11-31）に設置予定。詳細については、こちら。ホームページ <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター

【IP電話専用回線】

0120-115-570

03-6831-0613

受付時間：午前8時30分～午後7時 5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

3年間実質無利子融資で資金繰りを支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者向け茨城県制度融資のご案内

パワーアップ融資

茨城県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている中小企業者向けに「パワーアップ融資」を設けております。

<融資対象者抜粋>

県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

融資の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること（セーフティネット保証4号）について、市町村長の認定を受けた者
- (2) 経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を営んでおり、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること（セーフティネット保証5号）について、市町村長の認定を受けた者
- (3) 令和2年2月1日以降において、原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少すること（危機関連保証）について、市町村長の認定を受けた者

	(1)、(2)の対象者	(3)の対象者
融資限度額	運転5,000万円	設備・運転・併用5,000万円
融資期間 (据置期間)	運転7年以内（2年以内）	設備10年以内（3年以内）・運転7年以内（2年以内） 併用7年以内（2年以内）
融資利率	3年以内 年1.3%・3年超5年以内 年1.4% 3年超7年以内 年1.5%	3年以内 年1.3%・3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5%・5年超10年以内 年1.6%
利子補給	3年間10/10補給	
信用保証料率	0.70%	
信用保証料の補助	県1/2補助、土浦市1/2補助	
資金使途	経営の安定に必要な資金	

土浦市からの補助により
お客様の負担は **0%**

新型コロナウイルス感染症対策融資のご案内

茨城県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている中小企業者向けに「新型コロナウイルス感染症対策融資」を設けております。

<融資対象者>

県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

融資の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること（セーフティネット保証4号）について、市町村長の認定を受けた者
- (2) 経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を営んでおり、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること（セーフティネット保証5号）について、市町村長の認定を受けた者
- (3) 令和2年2月1日以降において、原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少すること（危機関連保証）について、市町村長の認定を受けた者

資金枠 ※併用可	新型コロナウイルス感染症対応資金枠	県単独枠
融資限度額	3,000万円	5,000万円
融資期間 (据置期間)	設備資金・運転資金・併用 10年以内（5年以内）	設備資金・運転資金・併用 10年以内（5年以内）
融資利率	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5% 7年超10年以内 年1.6%	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5% 7年超10年以内 年1.6%
利子補給	3年間10/10補給	なし
信用保証料率	0.85%	0.70%又は0.80%
信用保証料の補助	10/10又は5/10補助	なし
資金使途	経営の安定に必要な資金	

利子補給・保証料補助を受けられる条件

- ①個人事業主（小規模事業者に限る。）
→ 売上高等5%以上減少で、利子3年間10/10補給、保証料10/10補助
- ②小規模事業者・中規模事業者（①を除く。）
→ 売上高等5%以上15%未満減少で、保証料1/2補助 ※利子補給なし
→ 売上高等15%以上減少で、利子3年間10/10補給、保証料10/10補助

(小規模事業者の範囲)

業種	常時使用する従業員数
ア 製造業、建設業、運輸業、その他(イ～エを除く。)	20人以下
イ 卸売業	5人以下
ウ 小売業	5人以下
エ サービス業（うち宿泊業・娯楽業）	5人以下（20人以下）

問合せ先：商工振興課

茨城県の事業者向けの緊急支援策

中小企業事業継続応援貸付金のご案内

売上が急減し、公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかった中小企業・個人事業主に対し、県と市町村が協調して事業継続のための貸付を行います！

受付期間 令和3年2月26日まで

貸付額	上限	200万円 / 事業者（県3／4，市町村1／4） ※市町村の予算措置より早く貸付決定した場合には、先に県分を貸付け
	計算方法	原則として、 前年の年間売上 × 1/2 - (対前年▲50%以上の単月売上 × 6か月) ※上記により、当座の事業資金を貸付け。昨年中に創業した場合等は別途計算

貸付対象者 県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業・個人事業主で、次のいずれにも該当する者

- ① 2019年12月末までに事業を開始しており、今後も継続する予定であること
- ② 2020年1月から12月のうち、2019年同月比で1か月の売上が50%以上減少している月があること（昨年中に創業した場合は、月平均で50%以上減少していること）
- ③ 公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかったこと
- ④ 県税・市町村税について、原則として未納がないこと
- ⑤ 暴力団等反社会的勢力ではないこと等

貸付条件	対象業種	中小企業信用保険法第2条に規定する業種として幅広い業種を対象としています。
	貸付期間	10年以内（据置5年以内） ※10年を限度に1回の延長可
	貸付利子等	無利子・無担保
	保証人	保証人代表者保証（法人の場合）

問合せ先：商工振興課 ※公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかったことが条件となります

茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮に協力いただいた中小企業・個人事業主の皆様に対し、協力金を支給いたします。

交付額	自己所有	10万円
	賃借している対象施設が1か所	20万円（上記+10万円）
	賃借している対象施設が2か所	30万円（上記+10万円）

申請受付期間 ～令和2年6月30日（火）（当日消印有効）

- 申請書類**
- ① 茨城県ホームページよりダウンロードください。
 - ② 当所窓口で書面による配布を行っております。

申請方法 ＊ご提出は**郵送**にて受け付けております。
＊簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。
＊裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

（宛先） 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県休業要請・協力金対策チーム 宛

問合せ先 電話番号 029-301-5375 開設時間 9時～17時（土日祝日を含む毎日）
※お問い合わせのお電話が多く繋がりにくい場合がございます。大変申し訳ございません。

新型コロナウイルス感染症に対応する新たな取組を支援

小規模事業者持続化補助金

小規模事業所が、**商工会議所と一体**となって経営計画を作成し、取り組む**販路開拓**に必要な**費用の3分の2**を補助します。

コロナ特別対応について

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備）に取り組む場合、補助上限額が100万円に引き上げします。



補助率 2/3 **補助上限額** 〈一般型〉50万円 〈**コロナ特別対応型**〉100万円

補助対象者 小規模事業者

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下

補助対象例 販路開拓に繋がる様々な取り組みにご活用できます！



申請書類一式の送付締切	第2回締切	第3回締切	第4回締切
	2020年6月5日（金）	2020年10月2日（金）	2021年2月5日（金）

詳細は、小規模事業者持続化補助金ホームページはこちら→<https://r1.jizokukahojokin.info/>
コロナ特別対応型ホームページはこちら→<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

●補助金申請を希望する方は商工会議所が書類作成をお手伝いいたします。
問合せ：商工振興課

テレワーク導入に関する費用についてお悩みの事業者の皆様へ IT導入補助金の「特別枠」にてご支援できます

補助率が
1/2から2/3
へ**拡充**

PC・タブレット等の
レンタル費用も
初めて**補助対象**に

補助金公募前に
導入したITツール
等も**対象**に※

※補助金の受給には、審査等、一定の条件があります

補助率・補助額等について 対象：中小企業・小規模事業者 等 補助率：1/2⇒2/3に拡充 補助額：30～450万円

想定される活用例 在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入する

※PC・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象

公募前に購入したITツール等への適用について 公募前に購入したITツール等についても補助金の対象になります。（審査等、一定の条件があります）

交付申請締切	第1回締切 2020年5月29日（金）17：00 まで
--------	-----------------------------

IT導入補助金の応募方法等の詳細は下記のサイトよりご確認ください。

【IT導入補助金についてのお問合せ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会
<https://www.it-hojo.jp/>

IT導入補助金

または右のQRコードよりご確認ください。



電話番号：0570-666-424

※IP電話等からお問合せの場合は
042-303-9749までご連絡ください。

受付時間：9:30-17:30（土日祝日除く）



コロナに負けるな！！

会員事業所応援企画

テイクアウト・デリバリー・コロナ対策グッズ・サービス等

当所ホームページで情報発信中
ホームページはこちら








株式会社 内田商会

当社は、ダンボール製品の専門メーカーとして 地球にやさしい物流での社会貢献を目指し環境 に配慮した製品をご提供しております。





ダンボールデスク
DD-New

事務机や椅子などの事務用品の他、災害時の避難所等に使用できる『段ボール製の簡易ベッド』や新型コロナウイルス対策『事務机用段ボール製パーテーション』（無償提供）なども取り扱っております。

本社
〒300-0043 茨城県土浦市中央2-6-4
TEL 029-821-0318(代) FAX 029-821-0518
土浦工場・営業部
〒300-0136 茨城県かすみがうら市戸崎2506-2
TEL 029-828-0811



新型コロナウイルス対策
[事務机用段ボール製パーテーション]

アクサ生命からのお知らせ「新型コロナウイルス感染拡大」に伴うご契約のお取扱いについて

新型コロナウイルスによる影響を受けられた土浦商工会議所会員事業所様に謹んでお見舞い申し上げます。
アクサ生命では下記の通り、ご契約のお取扱いを開始しております。お問合せは下記の弊社営業店までご連絡をお願いいたします。

■保険料の払込猶予期間延長について

保険料のお払い込みが一時的に滞った場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を2020年8月31日まで延長いたします。
※2020年3月1日より2020年5月31日までに新たに保険料のお払い込みに遅延が生じるご契約が対象となります。

■お客様サポートについて

「24時間電話健康相談サービス」※1を、2020年5月末までの間、全てのご契約者さま、被保険者さまと同居のご家族の皆さまに無料でご利用頂けます。

■入院給付金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症は、入院給付金のお支払対象となる疾病に該当します。検査結果が陽性であるかどうかにかかわらず、医師の指示により医療機関に入院された場合、または医療機関の事情等により医師の指示で、ご自宅またはその他病院等と同等とみなされる施設（ホテル等）で治療を受けられた場合も、その治療期間に関する医師の証明書等をご提出いただくことで、入院給付金のお支払い対象としてお取扱いいたします。

■契約者貸付に対する特別金利について

2020年3月より5月までに新たに契約者貸付に対する利息につきまして、金利0.00%でお取り扱いをいたします。
特別金利適用期間 2020年3月1日から2020年9月30日まで 受付期間 2020年3月1日から2020年5月31日まで※2
※1「24時間電話健康相談サービス」はティーベック株式会社が提供いたします。 ※2お申込みの状況等に応じて、受付期間を短縮することがあります。

アクサ生命は、商工会議所会員企業様向けに商工会議所共済制度・福祉制度の普及・推進を行っております。

アクサ生命 アクサ生命保険(株) 土浦営業所 連絡先 029-822-3972 カスタマーサービスセンター 連絡先 0120-568-093

雇用調整助成金のお知らせ

1 雇用調整助成金とは

新型コロナウイルス感染症の影響によって一時的に休業等を行う場合、**従業員に支払った休業手当等の一部を国が助成する制度**です。

【助成対象となる休業理由（事例）】

- ・取引先が事業活動を縮小した結果、受注量が減少した
- ・行政からの営業自粛要請を受けて、自主的に休業を行った
- ・市民活動の自粛により客数が減った
- ・風評被害により観光客の予約のキャンセルが相次いだ
- ・従業員が感染症を発症し、感染拡大を防ぐため休業したなど

休業手当等の

**最大
10/10**

を助成

2 対象となる事業者

- ・雇用保険料を支払っている事業者
- ・最近1ヶ月の生産指標（売上高等）が前年同期と比べ5%以上減少していること等

3 助成率・金額（4/1～6/30の間に行う休業等）

中小企業：4/5（解雇等を行わない場合は9/10）

※労働者1人1日8,330円が上限です（令和2年3月1日現在）。支給限度日数は1年間で100日
+4/1～6/30の休業等日数です。教育訓練を行った場合は、その内容により一定金額が加算されます。
※4/1～6/30以外の期間の助成率は2/3です。

特例措置の拡充について

- （1）都道府県知事からの休業等の要請を受けた場合は、一定の要件(*)のもとで、休業手当全体の助成率を100%とします

※・新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること

- ・次のいずれかに該当する手当を支払っていること

1. 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
2. 上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること（支払率が60%以上の場合に限る）
※教育訓練を行わせた場合も同様

- （2）要請を受けていなくても、休業手当について60%を超えて支給する場合には、その部分に係る助成率を100%とします

4 申請手続き



※通常は、休業等を行う前に計画届を都道府県労働局等に提出する必要がありますが、令和2年6月30日までは特例として、事後に計画届を提出することが可能です。

詳細は、**厚生労働省 雇用調整助成金** で検索

〈問合せ〉 コールセンター 0120-60-3999 受付時間 午前9時から午後9時（土日・祝含む）
もしくは、ハローワーク土浦 029-822-5124
または、茨城労働局職業安定部職業対策課 029-224-6219

【土浦市持続化給付金支給事業】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上げが落ち込んでいる事業者の方へ市独自で給付金を支給します。

● **対象者** 売上げが前年同月比30%以上50%未満減少している事業者
(国の持続化給付金の非対象者)

● **給付額** 最大20万円

問合せ／商工観光課産業政策係 ☎826-1111 (内線2704)

新入会員情報 (掲載同意をいただいた方のみ紹介)

(順不同 代表者敬称略)

事業所名	代表者名	業 種	所 在 地	TEL
(有)エイブル	高木 弘美	農業専門書卸・雑貨販売	土浦市大岩田 911-1	029-823-6671
titi hair salon	飯田 賢一	美容室	土浦市川口2丁目3-10	090-4729-9398
(株)美緑	大竹 幸子	遺品整理・クリーニング・内装工事	土浦市真鍋新町16-10	029-846-5369
Namaste Ganesha (株)UBISインターナショナル	NAUTIYAL	インドカレーレストラン	土浦市東真鍋町1-7	029-824-8150
マリッジサポートことぶき	遠藤 広久	結婚相談業、婚活パーティー等の運営	土浦市千束町 2-14-603	029-827-3907



会員ご意見BOX



会員事業所の皆様のニーズを把握し、魅力あるサービスの提供と今後の事業活動の充実を図る「会員ご意見 BOX」。

当商工会議所事業に対するご意見やご要望、また、業況や経営のご相談などお気軽にお寄せください。

メール : info@tcci.jp

FAX : 029-822-8844 土浦商工会議所 行



クールビズ実施のお知らせ

当所では、節電・省エネの観点から、お客様と対応する際の服装がノーネクタイやノージャケット等の軽装（クールビズ）となりますが、何卒ご理解下さいますようお願いいたします。

会員 商工業者の皆様へ

●アパート・マンション・店舗・ビル・工場・倉庫

●新築住宅・中古住宅・貸地・事業用物件・①

① 買いたい 売りたい 借りたい 貸したい 時は！



地元 会員 桂不動産(株)へ

土浦 / 土浦市真鍋2丁目2-23
支店 / TEL.029(886)3330(代)
茨城県南大型12店舗情報ネットワーク

Mac & Windows DTP

チラシ・パンフレット・小冊子・はがき・名刺

菊池印刷株式会社

〒300-0811 土浦市上高津911-1
TEL(029)821-2525 FAX(029)824-2457
E-mail : ntp@kikuchi-kk.co.jp

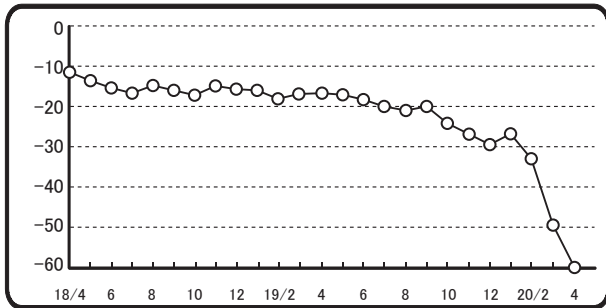
業況DⅠの推移（全産業・同年同月比）

業況DⅠ（前年同月比）の推移

	2019年 11月	12月	2020年 1月	2月	3月	4月	先行き見通し 5～7月
全産業	▲26.8	▲29.4	▲26.8	▲32.6	▲49.0	▲60.4	▲71.1
建設	▲6.9	▲12.8	▲10.4	▲13.0	▲18.6	▲29.3	▲49.9
製造	▲28.5	▲35.8	▲31.1	▲41.5	▲51.7	▲63.2	▲74.4
卸売	▲29.4	▲31.4	▲28.9	▲37.5	▲53.1	▲66.7	▲74.3
小売	▲42.4	▲40.4	▲38.0	▲39.5	▲58.9	▲64.0	▲73.5
サービス	▲23.8	▲23.9	▲23.4	▲28.6	▲55.8	▲71.2	▲77.9

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3カ月の先行き見通しDⅠ

《業況DⅠ（全産業・前年同月比）の推移》



※ DⅠ値（景況判断指数）について
DⅠ値は、売上・採算・業況などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。従って、売上高などの実数値の上昇率を示すものではなく、強気・弱気などの景気感の相対的な広がり意味する。

DⅠ = (増加・好転などの回答割合) - (減少・悪化などの回答割合)
業況・採算：(好転) - (悪化) 売上：(増加) - (減少)

口本調査

4月集計結果

（早期景気観測）

業況DⅠは、2カ月連続で大幅悪化
先行きも新型コロナウイルスにより厳しい見通し

4月の業況と先行き見通し

全産業合計の業況DⅠは、▲6.0。
4 前月比 ▲11.4 ポイント

新型コロナウイルスの流行拡大に伴う緊急事態宣言の発令以降、外出自粛や消費マインドの低下、イベント等の中止などによる一段の売上減少。営業時間の短縮や休業を実施する企業もみられたサービス業や小売業で景況感が大幅に悪化。また、新型コロナウイルスの収束が見通せない

い中、生産・設備投資などの計画見直しやサプライチェーンの停滞による部材等の調達難など、生産活動への影響が拡大していることなどが下押し、中小企業の景況感は、リーマンショックの影響が残る2010年1月▲62.3以来、10年3カ月ぶりの▲60台となった。

先行き見通しDⅠは、▲71.1。今月比 ▲10.7 ポイント
新型コロナウイルスの世界的な流行の影響によって、ゴールデンウィークにおける観光需要の急減や、サプライチェーンの停滞、生産活動への影響の長期化を懸念する声に加え、企業や消費者のマインドの低迷、資金繰りの急激な悪化などにより、中小企業の業況感は、調査開始以来最悪となったリーマンショック後の2009年2月▲73.4に迫る厳しい見通し。

新型コロナウイルスの世界的な流行

クリーン代行は おかげさまで33年

創立 昭和62年6月10日

飲酒運転は犯罪です！
あなたは、その罪一生背負い続けますか！

（株）クリーン運転総代行 クリーン運転代行センター
土浦市大岩田 1506-2

☎ 0120-22-7906 ☎ 0120-804-464

Facebook <https://www.facebook.com/cleandaikou/>

公益社団法人全国運転代行協会加盟・茨城県運転代行協会加盟

お気軽に、ご相談ください。

建設業の許可申請・経審申請

会社設立の書類作成 車庫証明・自動車登録申請

外国人の在留期間の更新・資格変更の書類作成及び申請取次

農地に関する許可申請・届出 相続関係書類の収集・作成

その他、許認可書類の作成・手続代行



行政書士 渡邊律三事務所

つくば市高見原5-2-110 / TEL029-878-0171

お気軽にご相談ください

民事・商事・家事【離婚・相続】

刑事・財産管理・債務整理

礎法律事務所

土浦市大手町4番17号 TEL 029-822-0641

無料相談受付中（要予約）

（会社設立・役員変更・合併・各種法人・相続・遺言）

昭和50年開業

司法書士
行政書士

河合・矢野事務所

（旧）司法書士河合隆事務所

<https://www.kawai-jimusho.com/>

河合矢野事務所



土浦市下高津1-19-10

電話 029(821)6447



沢沢栄一と

その思想に学ぶ

「好奇心と探究心」

1867（慶応3）年、沢沢栄一はヨーロッパに渡りました。当時、フランス政府がパリ万博を計画し、徳川幕府に使節団を送るよう求めたのです。栄一はその随員として選ばれ、約2年弱のあいだ、パリを拠点にヨーロッパを回りました。

そこで彼はヨーロッパ、特にフランスにおける資本主義経済の威力を身にしみて実感し、帰国後に日本にそれを移植していきました。そして、このときに彼が武器としたのが、その好奇心と探究心だったのです。

彼は「新しいものは何でも楽しんでみよう」「字でみよう」という性格の持ち主でした。実際、乗船中の日記にこんなことを書いています。

「カフェという豆を煎じた湯を出す。砂糖、牛乳を加えてこれを飲む。胸がとてもスツとする」

普通、和食しか知らない日本人がはじめてコーヒーを飲んだら、「何だこれは」となってもおかしくないでしょう。よくレストランにいて、知らない料理は注文しない人と、新奇なものにチャレンジして楽しむ人がいる、と言われますが、栄一は完全に後者のタイプだったのです。

パリに着いてからも、病院を見学

したり、オペラを見たりと精神的に動き回りました。そんななかで、次のような経験もしています。

「はじめて見た新聞紙というものは、小さいことは世間万事の出来ごとより、大きいことは国家の差し迫った重要問題にいたるまで、いちいちこれを報道して世間一般に広く知らしめる面白いもので、同時に非常に重宝なものだと思いました」

この経験から栄一は、情報流通の重要さと、情報のインフラが「紙」であることを見抜きました。これが後の、王子製紙や今の日本経済新聞社の設立に繋がったのです。

さらに、彼はパリでお世話になったフランス人から「公債を買うといい」と勧められて、実際にフランスの政府公債と鉄道公債を購入しました。帰国の前に売ったところ、鉄道公債は値上がりをしていて、それなりの利益が出たそうです。こうした経験が、日本での証券市場の設立にも繋がっていきます。

まさしく強い好奇心と探究心あつての日本の近代化だったのです。

ひるがえって昨今、一人あたりの生産性やGDPで、お隣の韓国にも抜かれるような状況下、もう一度海外に学び直すといった姿勢を日本は強く持つべきなのかもしれません。

作家・
グロービス経営大学院客員教授
守屋 淳

労務相談室

Q 社会経済情勢の変化により売り上げや生産が減少し、事業所の不採算部門を縮小するなど、事業所を縮小あるいは閉鎖するような状況になった場合には、従業員にも退職してもらわなければならないこともあり得ると思いますが、その場合の注意点としてはどのようなものがあるでしょうか。

A 企業の事業縮小や閉鎖に伴い人員削減のため従業員を解雇することを整理解雇といえます。この場合、従業員に非があるから解雇するといふものではないのはもちろんですが、整理解雇をするには、企業の事業終了、縮小に向けたスケジュールを策定し、操業停止、事業所の閉鎖等を行うためには、その中でどこまで会社を動かすかを、取引先等の関係も含め検討する必要があります。

その中で、整理解雇をいきなり行うのではなく、事業の縮小や閉鎖に向けた計画を明示し、希望退職の募集、配置転換等を検討、計画し、そのうえで最終的に整理解雇を実施するという位置づけになります。

解雇については、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効となります（労働契約法第16条）。整理解雇の場合には、労働者に非はありませんから、解雇が権利濫用か否かについては、より厳しく判断され、整

理解雇については次の4要件が当てはまる必要があります。

- ① 人員削減の必要性
- ② 解雇回避努力を尽くしたこと
- ③ 解雇される者の選定方法の合理性
- ④ 手続きの相当性

経営者としては、会社の状況をきちんと説明し、従業員に納得してもらうために真摯な態度で従業員に向き合うことが必要です。会社として、解雇を回避するために、経営上の数字の見直し、接待交際費等の削減、役員報酬のカット等を含めあらゆる努力をしなければならず、休業や雇用調整助成金の申請、可能であれば配置転換や出向等も実施、検討をしたうえで事業主としての判断が求められます。

土浦商工会議所情報発信ツール!!

会員掲示板利用者募集中

当所では、会員の皆様が発信できるネット掲示板を開設しています。

新商品・サービスの紹介（飲食業の宅配サービス）や在庫の提供・割引、受注企業の募集など、消費者や企業間取引の円滑な情報発信ツールとしてご利用いただけます。

申込みは、お電話、当所ホームページアイコン

※掲示板利用に関して、利用者もしくは第三者が被った被害について土浦商工会議所は一切責任を負いません。

問合せ先：総務課

無料

掲示板への登録

会員事業所

会員掲示板

掲示板の閲覧

一般企業お客様

問合せ・商談面接 等

申込みは、お電話、当所ホームページアイコン

また、こちらから

資格の取得が、仕事の幅を広げます。

コマツ教習所 板木センタ

板木県小山市横倉新田 295-1

TEL 0285-28-8300

コマツ教習所 板木センタ

技能講習

■車両系建設機械

■フォークリフト

■小型移動式クレーン

■玉掛け

これらの間にも多くの資格取得をバックアップ!!

TSUCHIURA

PRINT WORKS

土浦プリントワークス株式会社

〒300-0812 土浦市下高津3丁目6-7-102

tel.029-823-4443(代)

fax.029-823-6663

E-mail: tp-works01@oboe.ocn.ne.jp

施設のご紹介

グループホーム『だんらん』
住所 〒300-085 土浦市穴塚 1957
電話番号 822-7071

小規模特別養護老人ホーム『ねもとの里』
住所 〒300-0805 土浦市穴塚 1988-1
電話番号 893-2110

特別養護老人ホーム『大地と大空』
住所 〒300-1259 つくば市稲荷原 1241-1
電話番号 879-8101

住所 土浦市穴塚1935
電話番号 029-826-1110

当施設は、平成6年に開設し、昨年で25年を迎えました。現在では、特別養護老人ホーム「渾の園」、グループホーム「だんらん」、小規模特別養護老人ホーム「ねもとの里」、特別養護老人ホーム「大地と大空」の4施設を運営しております。

施設の特徴といたしまして、在宅生活から施設生活への環境の変化をふまえ、在宅生活の延長線上で全てをとらえ身体的、精神的な変容をやらわらげ個人個人の人間性を尊重した

MEMBERS, NOW 社会福祉法人 欣水会 特別養護老人ホーム 渾の園

会
員
紹
介



地域の清掃活動（毎月実施しております）

施設を確立しています。その他、快適な居住空間作り、医療機関との連携による健康作り、在宅同様の環境作りを実践し、居心地の良い潤いある暮らし作りを目指しています。また、在宅サービスにおきまして、ご本人はもちろん、ご家族様も安心して住み慣れた自宅で介護を受けられるようサポートしています。

『元氣な挨拶！明るい笑顔！』をスローガンに入居者皆様が豊かな生活が送れるよう職員一丸となって取り組んで参ります。



夏のひと時を楽しんだ納涼夏祭り



「福祉シンポジウム」を開催



ホームページはこちら <http://takinoen.kinsuikai.org/>



MEMBER'S NOW! 掲載事業所募集

～あなたの企業、店舗・技術の情報を掲載してみませんか～
事業案内、人物紹介、新製品や商品紹介etc…会員企業の情報を当所職員が取材の上、無料で掲載させていただきます。お気軽にお電話ください(総務課822-0391まで)。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける中小企業の皆さまへ

新型コロナウイルスに関する経営相談のご案内

当所では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける中小企業の皆さまからの経営に関するご相談を受け付けております。また、中小企業庁、経済産業省等から様々な支援策が発表されていますのでお気軽にご相談ください。

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

当所中小企業相談所 TEL029-822-0391 FAX029-822-8844 平日 午前9時から午後5時15分
※休日の場合は、当所ホームページの相談窓口又はFAXからご相談内容をお送りいただき、後日担当者よりご連絡いたします。

5月特別相談会 毎週土曜日（16・23・30日）午前9時から午後4時

ホームページ相談窓口からメールでのご相談、お問い合わせはこちらから

<https://www.tcci.jp/> ● 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 /



土浦キララまつり2020の開催中止について

新型コロナウイルスの感染拡大・影響長期化が予想されることから、来訪・参加を予定されていた皆様の安全を最優先とさせていただきます「土浦キララまつり2020」開催中止を決定いたしました。

御理解のほどよろしくお願いいたします。

問合せ先 土浦キララまつり実行委員会（事務局：土浦市観光協会）TEL 029-824-2810

5

発行・発行人／土浦商工会議所
〒300-0043 茨城県土浦市中央2-2-16 電話／029-822-0391 FAX／029-822-8844
ホームページ／<https://www.tcci.jp> メールアドレス／info@tcci.jp ■定価…1部50円(昭和51年7月10日第三種郵便物認可)